

# 事業者の皆さまへ

事業活動（飲食店、商店、事務所、営業所、農業等）に伴い発生するごみは

自らの責任において適正処理してください

量や質にかかわらず

ごみステーションには出せません

みだりにごみを捨てると「廃棄物処理法」により、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金又はこれらが併科されることもあります。

## 高崎市内で発生した事業系ごみの処理

<p><b>産業廃棄物</b> 金属、ガラス、プラスチックなど 廃棄物処理法で規定された20品目</p>	<p>○産業廃棄物処理施設へ自社運搬 ○産業廃棄物処理施設への収集運搬を 産業廃棄物収集運搬業許可業者に委託</p>
<p><b>事業系一般廃棄物</b>（処理困難物を除く） 生ごみ、紙くず、木くずなど産業廃棄物 以外の廃棄物</p>	<p>○高浜・吉井クリーンセンター（裏面参照）へ自社運搬 ○高浜・吉井クリーンセンターへの収集運搬を 高崎市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託</p>
<p><b>資源物</b>（汚れているものは不可） 新聞紙、ダンボール、雑がみ、飲料缶 シュレッダーくず、ペットボトルなど</p>	

詳しくは以下へお問い合わせください

高崎市役所環境部一般廃棄物対策課 電話 027-321-1253 (直通)

産業廃棄物対策課 電話 027-321-1325 (直通)

## ＜高浜・吉井クリーンセンターへの搬入について＞

○搬入は平日の 8:30~16:45

回数は午前1回、午後1回にご協力ください

○100kg以下は無料です。100kgを超えた重量に対しては手数料がかかります。(1kgにつき15円+消費税相当額)

○確認のため、搬入時に免許証等の身分証明書と名刺等の事業所の所在がわかるものの提示をお願いします

高浜クリーンセンター 高浜町 252-1 電話 027-344-2530



吉井クリーンセンター 吉井町多比良 4374 電話 027-387-7902

